

被害に遭わないための注意事項

納税者の皆様が予期せぬ被害に遭わないよう、次の点にご注意願います。

- 1 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせをする場合は、提出いただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

ご家族の方が電話での問い合わせを受けられたときは、即答せず、税務職員の所属と氏名をご確認いただき、必ずご本人に相談の上ご回答願います。

- 2 税務職員が納税者の皆様の金融商品などの取引に関して手数料の振込みを求めるはありません。
- 3 税務職員が税務調査を行う場合は、質問検査章と身分証明書（顔写真ちよう付）を必ず携帯しています。また、徴収担当の職員が滞納整理を行う場合は、徴収職員証票と身分証明書（顔写真ちよう付）を必ず携帯しています。身分証明書等で所属、氏名等を確認してください。

- 4 通常の税務調査において、調査担当の職員が帳簿書類等を預かることはありますが、現金その他の財産を差し押さえることはありません。

なお、いわゆる査察調査など国税犯則取締法に基づき税務職員が強制調査を行う場合は、裁判官が発付した「臨検・捜索・差押許可状」を必ず呈示することとしています。この際、税務職員が許可状に基づき現金等を差し押さえの場合もありますが、差押手続を行つた場合には必ず差押目録を作成し、差押目録謄本を交付しています。

- 5 徴収担当の職員が、納税者の皆様から税金の納付のために現金を受領する場合には、必ず領収証書を交付しています。

なお、滞納整理において、徴収担当の職員が、国税徴収法に基づき現金等を差し押さえの場合もありますが、差押手続を行つた場合には必ず差押調査を作成し、差押調査謄本等を交付しています。

- 6 国税局や税務署では、滞納整理を外部業者に委託しておりません。

- 7 通常、税務調査を土日などの休日や早朝・深夜から開始することはありません。

また、国税局や税務署の関係者や税理士な

どを装い、税務関係の会報などの購読や税務に関する講習会などへの受講を勧誘し、種々の名目により法外な金銭を請求するといった事件や、ダイレクトメール等で「あなたの税金安くします。」などと持ちかけ、手数料名目の金銭を振り込ませて詐取しようとする事件についてもご注意ください。税務職員が、会報の購読や有料の講習会の受講を勧誘することはできません。

公 庫名をかたつた団体による融資の勧誘等にご注意ください

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）の名称や日本公庫と類似した名称を使用した団体が、ダイレクトメールや電話による融資の勧誘や斡旋・預金調査と称し預金残高や取引銀行の聴取を行つているとの情報が、日本公庫に寄せられています。

また、日本公庫の正規の借入申込書を加工して使用している、日本公庫の正規の融資制度と類似した名称の商品を案内しているとの情報もあります。

日本公庫は、これらの団体とは一切関係はありません。このような融資の勧誘には十分ご注意いただくとともに、銀行口座等の個人情報を教えたり、金銭の振り込みを行つたりすることのないようお願いいたします。

なお、現在までにお問い合わせが寄せられた団体の名称は以下のとおりです。また、その他にも名称があることも考えられますので、充分に注意して下さい。

●日本金融政策機構

●日本金融機構

●日金機構

●日金構

●日本政策金融国庫

●日本金融公庫

●金融公庫

●国民信用金庫

●中小企業支援整備機構

（独立行政法人 中小企業基盤整備機構とも
一切関係はありません）



〔第 55 号〕

発行 坂井市商工会

本所 坂井支所 〒776-66-3324 FAX 0776-67-7023
三国支所 〒776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所 〒776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所 〒776-66-6555 FAX 0776-66-0300

平成26年 新春講演会

新年恒例の新春講演会及び賀詞交換会が1月13日（月）午後1時30分より三国町の社会福祉センターで行われた。

新春講演会では「やればできる いつやるか？ 今でしょ！」と題し、昨年の流行語大賞に選ばれた東進ハイスクール 東進衛生予備校 現代文講師 林修氏をお招きして開催された。

会場にはテレビでの出演も多く、お馴染みのセリフで人気絶好調の林修氏とあって、会員450名の聴講者が訪れ、テレビと同様で知性あふれるおしゃべりと軽快な笑いを交えながら熱心に講演を行つた。

林氏はこの日が成人の日であり、今の成人は大人になることの儀式で問題を起こし、成人としての中身が伴っていないことを述べ、成人式の廃止を求めた。

また「やればできる」というが、できないこともある。できることを努力する。何ができるか自分を俯瞰

し冷静に見極めたり、第3者に聞くことも大事である。やることが決まつたら絶対にできると自分を応援する。その他、あのになりたい等、近い目標を見つける。近くにいなければ本や歴史の中などでも目標を見つけることができる語り、午後3時終了した。



2014さかい経営革新塾の開催

今事業を見直し、やる気と努力を会社の実績に結びつける行動計画を作成し実施することができる「2014 さかい経営革新塾」が5回シリーズで1月28日(火)18:30から参加者16名で始まった。

講師には、この革新塾でお馴染みの株式会社 代表取締役 片岡巧男氏が絶妙な講演トークと経営革新認証実績No.1の実力で参加事業所の方々にやる気を植え付けていた。

講義では、アベノミクス効果で多くの補助金が国の施策で発表されており、この補助金を取得するにもこの経営革新認証をすることで他の事業所より有利に補助金を得ることが出来ることを説明した。

年間100社以上の小規模企業への支援実績があり、革新テーマに定評がある片岡氏であり、認証された先進事例を交え経営革新手法や改善方法について講義を行つた。

最新事例ではタイル卸販売・建材卸事業所が収益悪化で家まるごと「スマートリノベーション」を行う事業を導入した。酒造販売事業の衰退を打破するために「乾杯専用酒」の新開発で新たな事業展開した内容を紹介した。

その他、個別相談や名刺交換も行われた。



25年度 決算説明会の開催

平成25年分の所得税の確定申告時期（2月17日～3月17日）が迫り、決算説明会が1月30日（木）坂井地区（加茂伯一税理士）、1月29日（水）三国地区（小澤公順税理士）、1月30日（木）春江地区（川崎良雄税理士）1月30日（木）丸岡地区（土肥広視税理士）で坂井市商工会本所、各支所それぞれ行われた。

受講者は25年度税制改正点、所得税確定申告書、青色決算書の作成の仕方、消費税申告書の作成の仕方等、講師から説明を受けていた。

終了後には個別相談として自分の申告内容について講師の先生方に熱心に相談していた。



お知らせ

平成25年度分 確定申告に関する情報の総合窓口

確定申告 特集

個人の方に向けた所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関する情報を提供しています。

税制改正について

■ 平成25年分の所得税から適用される主な改正事項

- 平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得額に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。
- 給与等の収入金額から差し引かれる給与所得控除額について、その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合には、245万円を上限とすることとされています。
- 給与所得者の特定支出控除について、次のとおり改正が行われています。
●特定支出の範囲に、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費や勤務必要経費（図書費、

所得税および復興特別所得税・贈与税

3月17日(月)までに申告・納税

個人事業者の消費税および地方消費税

3月31日(月)までに申告・納税

衣服費、交際費等で65万円を限度)が追加されています(勤務先によって証明されたものに限ります。)

●特定支出控除の適用判定の基準が給与所得控除額の2分の1(最高125万円)(平成24年分以前:給与所得控除額の総額)に緩和されています。

4 特定役員退職手当等の退職所得の金額について、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされています。

5 電子証明書等特別控除について、適用期限(平成24年分)の到来をもって廃止されています。

6 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例が創設されました。詳しくは、個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の平成25年度税制改正のあらまし【PDF/526KB】をご覧ください。

7 国外財産調査制度が創設されました。詳しくは、国外財産調査制度に関するお知らせをご覧ください。

税務相談会のご案内

下記の日程で税の専門家による税務相談会を開催します。

平成25年分所得税・消費税確定申告書作成等について不安や疑問はありませんか。この機会に是非ご相談下さい。

	坂井本所 (加茂伯一先生)	三国支所 (小澤公順先生)	春江支所 (川崎良雄先生)	丸岡支所 (土肥広視先生)
1	2月12日(水) 13:00～17:00	2月14日(金) 13:00～17:00	2月20日(木) 13:00～17:00	2月13日(木) 13:00～17:00
2	2月19日(水) 13:00～17:00	2月21日(金) 13:00～17:00	2月27日(木) 13:00～17:00	2月20日(木) 13:00～17:00
3	2月26日(水) 13:00～17:00	2月28日(金) 13:00～17:00	3月6日(木) 13:00～17:00	2月27日(木) 13:00～17:00
4	3月5日(水) 13:00～17:00	3月7日(金) 13:00～17:00	3月10日(月) 13:00～17:00	3月6日(木) 13:00～17:00
5	3月12日(水) 13:00～17:00	3月14日(金) 13:00～17:00	3月13日(木) 13:00～17:00	3月13日(木) 13:00～17:00

※相談希望の方は、希望日時を商工会(本所・各支所)までご連絡下さい。

坂井市商工会

坂井本所：66-3324 三国支所：82-5055

春江支所：51-2211 丸岡支所：66-6555

税務職員を装った者からの不審な電話や、「振り込め詐欺」などにご注意ください

税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で一旦電話を切り、最寄りの税務署の総務課又は国税局の納税者支援調整官までお問い合わせください。

国税局・税務署の電話番号は、「国税局の所在地及び管轄区域」をご覧ください。

納税者の皆様が予期せぬ被害に遭わないよう、「被害に遭わないための注意事項」をご覧ください。

【不審な電話】

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、また、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

○電話内容の具体例

- 電話の冒頭で、「高齢者へアンケートを行っています」、「税務署からのアンケートの協力依頼です」、「年金の受給状況の調査をし

ています」と切り出すものが多いです。

- 「60歳以上の方を対象に伺っています」、「年金受給者の方を対象に電話しています」などと、高齢者を対象としているものが多いです。
- 年齢や家族構成、年金の受給状況等のほか、保険の加入状況、株式・投資信託・国債の保有の有無、また子供の生年月日や居住地を聞いてくるケースもあります。
- 「〇〇国税局です。」や「〇〇税務署の統括国税調査官です」など、所属のみを名乗るものが多いが、「〇〇国税局の△△△です」と名前を言うケースもあります。また、「〇〇国税局年金課」などの実在しない部署を名乗るケースも確認されています。
- 電話の主は、男性、女性の両方が確認されています。
- 架かってくる電話は、「通知」設定、「非通知」設定のいずれのケースもあります。また自動音声により番号入力を指示するものも確認されています。
- 「アンケートに協力しないと大変なことになる。罰則に近いことが行われる」と脅しめいたことを言うようなケースも確認されています。

税務職員を名乗る者から、「あなたに送付すべき滞納通知を同姓同名の別人に間違えて送付してしまった」との連絡があり、住所、氏名等を聞き出そうとする事例が発生しています。

税務職員を名乗る者が、未公開株や社債の取引に関連して、銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、手数料の支払いを要求する事例が発生しています。

【不審なメール】

国税庁の名称や国税庁と類似した名称を使用した団体から、携帯電話等に「還付金を振り込む」、「受取口座情報を返信してください」などの内容のメールが届く事例が発生しています。

国税庁から滞納整理を委託された業者と名乗り、「未払いの税金を払わなければ不動産などの財産を差し押さえる」、「支払能力がなければ家族や親戚から回収する」などの内容のメールが届く事例が発生しています。

【不審な訪問】

税務職員を名乗る者が自宅等に訪問し、帳簿書類等や金庫を見たり、現金やカードを持ち去る事例が発生しています。